

平成 22 年（2010 年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況	調査の概要
平成 24 年（2012 年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況	調査の概要
平成 26 年（2014 年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況	調査の概要
平成 28 年（2016 年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況	調査の概要
平成 30 年（2018 年）医師・歯科医師・薬剤師統計の概況	統計の概要
令和 2（2020）年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況	統計の概要

概況 2 ページ 8 利用上の注意 正誤表

【誤】

- (4) 「広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号に基づき広告することができる医師・歯科医師の専門性に関する資格名（同告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名）である。

なお、本概況においては「専門性資格」という。



【正】

- (4) 「広告可能な医師・歯科医師の専門性に関する資格名」は、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号）第 1 条第 2 号に基づき広告することができる医師・歯科医師の専門性に関する資格名（同告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名）である。

なお、本概況においては「専門性資格」という。